

電気需給約款

(低圧)

<九州電力管内>

令和7年3月1日

みやまスマートエネルギー株式会社

目次

第1章 総 則.....	3
第1.1条 適用.....	3
第1.2条 電気需給約款の変更.....	3
第1.3条 定義.....	3
第1.4条 単位および端数処理.....	4
第2章 契約について.....	5
第2.1条 需給契約の申込み.....	5
第2.2条 契約期間.....	5
第2.3条 電気需給契約の単位.....	5
第2.4条 需要場所.....	5
第2.5条 供給の開始.....	5
第2.6条 承諾の限界.....	5
第3章 契約種別および料金.....	6
第3.1条 契約種別.....	6
第3.2条 料金等.....	6
第4章 料金の算定および支払い.....	6
第4.1条 料金の適用開始の時期.....	6
第4.2条 検針日.....	6
第4.3条 料金の算定期間.....	6
第4.4条 使用電力量の算定.....	6
第4.5条 料金の算定.....	7
第4.6条 料金の支払義務および支払期日.....	7
第4.7条 料金その他の支払方法.....	8
第4.8条 請求内容の異議申し立て.....	8
第4.9条 料金支払い遅延の措置.....	8
第4.10条 料金支払い額の誤りの措置.....	9
第5章 使用および供給.....	9
第5.1条 適正契約の保持.....	9
第5.2条 需要場所への立入りによる業務の実施.....	9
第5.3条 電気の使用にともなうお客さまの協力.....	9
第5.4条 供給の停止.....	10
第5.5条 供給停止の解除.....	10
第5.6条 供給停止期間中の料金.....	10
第5.7条 違約金.....	10
第5.8条 供給の中止または使用の制限もしくは中止.....	11
第5.9条 損害賠償の免責.....	11
第5.10条 設備の賠償.....	11
第6章 契約の変更および終了.....	11
第6.1条 需給契約の変更.....	11
第6.2条 名義の変更.....	12
第6.3条 需給契約の廃止解約.....	12
第6.4条 需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金の精算.....	12
第6.5条 解約等.....	13
第6.6条 需給契約消滅後の債権債務関係.....	13

第 6.7 条	消費税および地方消費税の税率変更の際の措置	13
第 7 章	工事および工事費の負担	13
第 7.1 条	供給方法および工事	13
第 7.2 条	工事費負担金等の申受けおよび精算	13
第 8 章	保安	14
第 8.1 条	保安の責任	14
第 8.2 条	調査	14
第 8.3 条	調査に対するお客さまの協力	14
第 8.4 条	保安等に対するお客さまの協力	14
第 9 章	その他	15
第 9.1 条	プライバシーポリシー	15
第 9.2 条	管轄裁判所	15
第 9.3 条	反社会的勢力との取引排除	15
第 9.4 条	契約の解除	15
附則	16
別表	17

第1章 総則

第1.1条 適用

この電気需給約款（以下、「本約款」といいます。）は、（小売電気事業者登録番号 A0155）みやまスマートエネルギー株式会社（以下「当社」という。）が、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）の定める託送供給等約款に則り維持および運用する供給設備を介して低圧で電気の供給を受けるものに対して当社が電気を供給するときの電気料金その他の供給条件を定めたものです。

第1.2条 電気需給約款の変更

当該一般送配電事業者等の定める託送供給約款が変更された場合、法令・条例・規則・消費税等の変更により本約款変更の必要が生じた場合、その他当社が必要と判断した場合には、当社は、本約款を変更することがあります。

なお、当社は、本約款を変更する際には、お客さまに当社ホームページまたはその他の方法にてあらかじめお知らせするものとし、変更後の約款は当社のホームページにて掲載することで差し替えといたします。

第1.3条 定義

次の言葉は、本約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) 当該一般送配電事業者等

お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者をいいます。

(2) 低圧

標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。

(3) 電灯

LED、白熱電球、蛍光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

(4) 小型機器

主として住宅、店舗、事務所等において单相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

(5) 動力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(6) 契約負荷設備

契約上使用できる負荷設備をいいます。

(7) 契約主開閉器

契約上設定される遮断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路を遮断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。

(8) 契約電流

契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい、交流单相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算した値といたします。

(9) 契約容量

契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。

(10) 契約電力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(11) 使用電力量

お客さまが使用した電力量であり、当該一般送配電事業者等が設置した計量器により供給電圧と同位の電圧で計量された30分ごとの値をいいます。ただし、やむをえない場合には、供給電圧と異なる電圧により計量するものとし、計量された使用電力量を原則として3パーセントの損失率によって修正した電力量といたします。

(12) 夏季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

(13) その他季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

(14) 消費税等相当額

消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。

(15) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいいます。

(16) 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(17) 平均燃料価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格および離島平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。

第1.4条 単位および端数処理

本約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は次のとおりといたします。

- (1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1ワットまたは1ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 契約容量の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (3) 契約電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、低圧電力については、算定された値が0.5キロワット以下となるときは、契約電力を0.5キロワットといたします。
- (4) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (5) 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (6) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

第2章 契約について

第2.1条 需給契約の申込み

お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめ本約款を承認のうえ次の事項を明らかにして、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。お客さまの情報、現料金プラン、需要場所、供給地点特定番号、契約容量、契約電力、料金の支払方法、その他当社が必要とする情報。

第2.2条 契約期間

- (1) 需給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。
- (2) 契約期間は、原則的に、電気需給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降1年を経過する日までといたします。ただし、契約期間満了に先だって電気需給契約の終了または変更がない場合は、電気需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

第2.3条 電気需給契約の単位

当社は、次の場合を除き、1需要場所について、1電気需給契約を結びます。

- (1) 電灯または小型機器と動力をあわせて使用する需要で、電灯契約のうちの1契約種別と動力契約のうち1契約種別とをあわせて契約する場合。

第2.4条 需要場所

需要場所は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

第2.5条 供給の開始

- (1) 当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、必要に応じてお客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。
- (2) 引越し等の理由で新たに電気の供給を開始する場合は、原則としてお客さまの希望する日とします。ただし、いずれの小売電気事業者とも契約関係が無い状態で需要場所にて電気の使用を開始し、後に当社との需給契約が成立した場合には、その使用を開始した日とします。
- (3) 当該一般送配電事業者等に起因する事由、天候、用地事情等やむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給することができないことが明らかになった場合には、当社は、お客さまに対し、その理由をすみやかにお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、新たに需給開始日を定めて電気を供給いたします。

第2.6条 承諾の限界

当社は、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。

第3章 契約種別および料金

第3.1条 契約種別

契約種別は別表9（契約種別）のとおりといたします。

第3.2条 料金等

料金は、別表8（料金表）に定める基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および別表7（燃料費等調整額）によって算定された燃料費等調整額の合計とし、当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

第4章 料金の算定および支払い

第4.1条 料金の適用開始の時期

料金は、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責に帰すことのできない事由によって需給が開始されない場合を除き、需給開始日から適用いたします。

第4.2条 検針日

検針日は、当該一般送配電事業者等が実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。

第4.3条 料金の算定期間

- (1) 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が終了した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から終了日の前日までの期間といたします。
- (2) 当該一般送配電事業者等が記録型計量器により計量する場合であらかじめお客さまに電力量計の値が記録型計量器に記録される日（以下「計量日」といいます。）をお知らせしたときは、料金の算定期間は、(1)にかかわらず、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が終了した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から終了日の前日までの期間といたします。

第4.4条 使用電力量の算定

- (1) 使用電力量は、託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係る30分ごとの接続供給電力量といたします。また、料金の算定期間の使用電力量は、30分ごとの使用電力量を料金の算定期間（需給契約が消滅した場合は、直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。
- (2) 当社は、検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。
- (3) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく算定できなかった場合には、料金の算定期間使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。

- (4) 従量制供給のお客さまについて、当該一般送配電事業者等が検針を行なうことが困難である等特別の事情がある場合で計量器を取り付けないときの料金の算定期間の使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。

第 4.5 条 料金の算定

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1 月」として算定いたします。
- イ 電気の供給を開始し、再開、休止もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合
 - ロ 契約種別、契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合
- (2) 料金は、別表 8 (料金表) に定めた料金を適用して算定いたします。なお、算定の結果は、料金の算定期間ごとにすみやかにお客さまにお知らせいたします。
- (3) 上記(1)イ、ロの場合の基本料金は、次のとおり日割計算をいたします。

$$\text{基本料金} = 1 \text{ 月の基本料金} \times (\text{日割計算対象日数} \div \text{検針期間の日数})$$

- (1) イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には、開始日および再開日を含み、休止日、停止日および消滅日を除きます。
- (1) ロの場合により日割り計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。
- (4) 電力量料金は、(1) イの場合は料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。
- (1) ロの場合は料金の変更のあった日の計量値により、その前後の期間に区分して算定いたします。
- (5) 別表 7 (燃料費等調整額) および別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) は、料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

第 4.6 条 料金の支払義務および支払期日

- (1) お客さまの料金の支払義務が発生する日は、第 4.5 条 (料金の算定) によって料金が算定された日といたします。ただし、第 4.4 条 (使用電力量の算定) (3) の場合は、料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。また、需給契約が終了した場合は、終了日といたします。
- (2) お客さまへのご請求は、検針日から 8 営業日以内に行います。
- (3) 当社は、料金その他の請求額を、郵送または、当社が設置した WEB サイト (請求額に係る電子データ等を蓄積しお客さまの閲覧に供するためのインターネットサイトをいいます。) に登録した電子データによりお客さまの閲覧に供します。このとき、当社は WEB サイトに請求額に係る電子データを登録したことをもって、お客さまへのご請求を行ったものといたします。
- (4) お客さまは、(3) にかかわらず料金その他の請求額に係る請求書等の発行を当社に要求することができます。この場合、お客さまは当社への手数料の支払いを要することがあります。
- (5) お客さまの料金は、検針日の属する月の翌月の末日当までに支払っていただきます。ただし、支払期日が日曜日または銀行法第 15 条第 1 項に規定する政令で定める日 (以下「休日」といいます。) に該当する場合には、その前営業日に料金を支払っていただきます。

なお、振込およびコンビニエンスストアによって支払いをされる場合は、当社の請求書発行日から 30 日以内に料金を支払って頂き、クレジットカードによって支

払いをされる場合は、当該クレジットカード会社の規約に基づいた支払日までに支払って頂きます。

第 4.7 条 料金その他の支払方法

- (1) 料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。なお、料金の支払いは、次によります。
- イ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。なお、振替手数料は、当社が負担いたします。
 - ロ お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じた払い込みにより支払われる場合には、支払いに要する手数料はお客さまに負担していただきます。
 - ハ お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。
 - ニ お客さまが料金を当社が指定したコンビニで支払われる場合には、当社が指定した様式によってお支払いいただきます。支払いに要する手数料は当社が負担いたします。
- (2) 上記(1)について、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社(以下「債権回収会社」といいます。)が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、支払っていただくことがあります。
- (3) お客さまが料金を(1)イ、ロ、ハまたはニにより支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。
- イ (1)イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。
 - ロ (1)ロにより支払われる場合は、料金はその金融機関等に払い込まれたとき。
 - ハ (1)ハにより支払われる場合は、原則として、料金はそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。
 - ニ (1)ニにより支払われる場合は、原則として、料金が債権回収会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。
- (4) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

第 4.8 条 請求内容の異議申し立て

当社がお客さまに提示する請求の内容に関する異議がある場合には、当社に対して異議申し立てをすることができます。当該異議申し立てを受けた当社は、10 日以内に回答を行い、または、両当事者による協議を求めるものとし、両当事者は解決に向けて努力を行うものといたします。

なお、異議申し立てによる協議が行われる場合は、第 4.6 条(料金の支払義務および支払期日) (5)に定める支払期日に代わる期日を両当事者で決定いたします。第 4.6 条(料金の支払義務および支払期日) (5)に定める支払期日までの支払いが可能ならば、当該支払期日と同一日とすることができます。

第 4.9 条 料金支払い遅延の措置

お客さまが支払い期日を経過してなお支払われない場合には、当社は支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて、未支払金額に対して、年利 10 パーセントの遅延利息をお客さまに申し受けます。

ただし、第 4.8 条(請求内容の異議申し立て)に定める異議申し立てが生じた場合は、

第4.6条（料金の支払義務および支払期日）（5）に定める支払期日に代わって、取り決めた期日の翌日を延滞利息の起算日といたします。

第4.10条 料金支払い額の誤りの措置

当社は、料金支払い額の誤りがあることが判明した場合は、その支払い過剰額または過少額を遅滞なくお客さまにお知らせし、原則として当社はお知らせした翌日の請求において、これを精算させていただきます。

第5章 使用および供給

第5.1条 適正契約の保持

当社は、お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

第5.2条 需要場所への立入りによる業務の実施

当社および当該一般送配電事業者等は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 需給地点の計量器等需要場所内の電気工作物の設計、施工、改修または検査
- (2) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
- (3) 計量値の確認
- (4) 第5.4条（供給の停止）、第6.3条（需給契約の廃止解約）（2）または第6.5条（解約等）により必要な処置
- (5) その他本約款によって、電気需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または当社および当該一般送配電事業者等の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

第5.3条 電気の使用にともなうお客さまの協力

(1) お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当該一般送配電事業者等、当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定はその原因となる現象が最も著しいと認める地点で行います。）には、お客さまの負担で、託送約款等に定めるところにより、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、お客さまの負担で、託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等が供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。

イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合

ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合

ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合

ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合

ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合

(2) お客さまが発電設備を当該一般送配電事業者等の供給設備に電氣的に接続して使用

される場合は、(1)に準ずるものとし、法令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。）、その他の法令等にしがたい、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。

また、この場合には、当社は、当該一般送配電事業者等の定める発電設備系統連系サービス要綱に準じて、当該発電設備について、アンシラリーサービス料を申し受けます。

- (3) 電気の供給実施に伴い、当該一般送配電事業者等および当社が施設または所有する供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等について協力していただきます。

第 5.4 条 供給の停止

- (1) お客さまが託送約款等に定める供給の停止の理由に該当する場合には、託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。
- (2) お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当該一般送配電事業者等は、当社の求めに応じ、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

イ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合

ロ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合

ハ 低圧電力の場合で、電灯または小型機器を使用されたとき

ニ 第 5.2 条（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、

当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合

ホ お客さまがその他この供給約款に反した場合

- (1) または (2) によって電気の供給を停止する場合には、当該一般送配電事業者等は、当該一般送配電事業者等の供給設備またはお客さまの電気設備において、供給停止のための適当な処置を行ないます。なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。また、供給停止のための適当な処置を行なう場合には、当該一般送配電事業者等は、その旨を文書等によりお客さまにお知らせすることがあります。

第 5.5 条 供給停止の解除

第 5.4 条（供給の停止）によって当該一般送配電事業者等が電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消し、かつ、その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには、託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等は、すみやかに電気の供給を再開いたします。

第 5.6 条 供給停止期間中の料金

第 5.4 条（供給の停止）によって当該一般送配電事業者等が電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、基本料金を第 4.5 条（料金の算定）(3) により日割計算をして、料金を算定いたします。この場合、停止期間中の日数には電気の供給を停止した日数を含み、電気の供給を再開した日を含まないものといたします。

第 5.7 条 違約金

- (1) お客さまが第 5.4 条（供給の停止）(3) イからハに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。

- (2) 上記(1)の免れた金額は、この需給約款に定められたに供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6月以内で当社が決定した期間といたします。

第5.8条 供給の中止または使用の制限もしくは中止

託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等は、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。

第5.9条 損害賠償の免責

- (1) 当社は第2.5条（供給の開始）(3)にしたがって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できない場合にも、お客さまの受けた損害の賠償の責任を負いません。
- (2) 第5.8条（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) 第5.4条（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または第6.5条（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (4) 当社に故意または過失がある場合を除き、当社はお客さまが漏電、その他の事故により受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (5) 天候、天災、伝染病、戦争、暴動、労働争議等不可抗力によってお客さまもしくは当社が損害を受けた場合、当社もしくはお客さまはその損害について賠償の責任を負いません。
- (6) 当社は、当該一般送配電事業者等の責に帰すべき事由により被ったお客さまの損害について賠償の責任を負いません。

第5.10条 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、当社または当該一般送配電事業者等の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

- (1) 修理可能の場合は、修理費。
- (2) 亡失または修理不可能の場合は、帳簿価額と取替工費との合計額。
- (3) 当社が当該一般送配電事業者等から損害賠償請求を受けた場合は、当該一般送配電事業者等の賠償に要する金額。

第6章 契約の変更および終了

第6.1条 需給契約の変更

- (1) お客さまが電気需給契約の変更を希望される場合は、原則として当社所定の様式によって申込みをしていただきます。
- (2) 当社は、(1)にかかわらず、当社ホームページでの告知またはその他の方法により事前にお客さまへ通知したうえで、本約款を変更することがあります。この変更に関する異議のあるお客さまは、通知を受領してから新たな約款での料金単価適用開始日の15日前までに当社へ通知していただくことで、第6.3条（需給契約の廃止解約）によって

契約を解除することができます。お客さまが上記期限までに需給約款の変更に関する異議を述べない場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の需給約款（低圧）に変更されるものとみなします。

- (3) 消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき本約款を変更いたします。この場合の本約款の変更に関する手続は(2)に準じます。

第 6.2 条 名義の変更

相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、原則として当社所定の様式によって届出をしていただきます。

第 6.3 条 需給契約の廃止解約

- (1) お引越しの場合は、電気の使用停止日が決まり次第、当社に対して事前に廃止のお申し出をいただくことで、本契約を廃止することができます。
- (2) お客さまが電気の使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止日を定めて、当社に通知していただきます。当該一般送配電事業者等は、原則として、お客さまから通知された廃止日までに需給を終了させるための適当な処置を行います。
- (3) お客さまが需給契約の自動更新を希望されない場合、契約期間満了日の属する月の前月末日までに、当社に対して事前の廃止（解約）のお申し出をいただく事で本契約を解約することができます。
- (4) 他の小売電気事業者へ切替をされる場合は、当社への廃止（解約）のお申し出とともに、切替日について、新しく契約される小売電気事業者へお申込みください。
- (5) 上記(4)による料金適用開始の日以降1年未満での廃止（解約）の申し出の場合、解約手数料として、2,200円〔消費税込み〕をいただきます。
- (6) 電気需給契約は、本約款第 6.5 条（解約等）に規定する場合または次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。
 - イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に電気需給契約が廃止するものといたします。
 - ロ 当社の責に帰すことのできない事由（非常変災等の場合を除きます。）により供給を終了させるための処置をとることができない場合は、電気需給契約は供給を終了させるための処置が可能となった日に終了するものといたします。

第 6.4 条 需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金の精算

- (1) お客さまが契約電力、契約電流、契約容量を新たに設定された後に、電気需給契約を終了する場合、もしくはお客さまが契約電力、契約電流、契約容量を減少しようとする場合、または契約電力、契約電流、契約容量を増加された後に、電気需給契約を終了する場合、もしくはお客さまが契約電力、契約電流、契約容量を減少しようとする場合において、当社が託送供給等約款に基づき当該一般送配電事業者等から料金の精算を求められる場合は、その精算金をお客さまに支払っていただきます。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。
- (2) お客さまが電気の使用を開始され、その後、契約電力、契約電流、契約容量の変更または電気需給契約を終了する場合に、当社が託送供給等約款に基づき当該一般送配電事業者等から工事費の精算を求められる場合は、当社はその精算金をお客さまに支払っていただきます。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合はこの限

りではありません。

第 6.5 条 解約等

- (1) 第 5.1 条（適正契約の保持）によって適正契約への改善を求めたにもかかわらず、お客さまが適正契約への変更に応じない場合、または、第 5.4 条（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。
なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。
- (2) 当社は、お客さまが以下の場合、または以下の状況に陥るおそれがある場合、需給契約を解約することができます。
 - イ 破産、特別清算、民事再生、会社更生等の手続き開始の申立てがあった場合
 - ロ 支払い停止の状態に陥った場合
 - ハ 手形不渡り処分または手形取引停止処分を受けた場合。
 - ニ 電気料金の支払期日を経過してなお支払わない場合。
 - ホ 他の電気需給契約（既に終了しているものを含みます。）の料金を支払われない場合。
 - ヘ 本約款によって支払いを要することとなった電気料金以外の債務（延滞利息、工事費負担金その他本契約から生ずる金銭債務をいいます。）を支払わない場合
 - ト お客さまがその他本約款に違反した場合。
- (3) お客さまが、第 6.3 条（需給契約の廃止解約）による通知をされないうで、その需要場所から移転され電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社および当該一般送配電事業者等が需給を終了させるための処置を行った日に需給契約は消滅するものといたします。

第 6.6 条 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

第 6.7 条 消費税および地方消費税の税率変更の際の措置

需給契約における消費税相当額の金額は、法令の改正により消費税および地方消費税の税率が変更された場合、需給契約の有効期間内であっても、改正法令施工日以降は新たな税率に基づいて算出した金額に改めるものとします。この場合、消費税相当額を含めて表示された料金単価等についても、改定後の税率に基づいて新たに算出された消費税相当額を含む金額に改めるものとします。

第 7 章 工事および工事費の負担

第 7.1 条 供給方法および工事

- (1) 電気の需給地点は、当該一般送配電事業者等の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。
- (2) その他の供給方法および工事は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

第 7.2 条 工事費負担金等の申受けおよび精算

- (1) 当社が、当該一般送配電事業者等から託送約款等に定めるところにより、お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、当社は、その金額を原則として工事着手前にお客さま

- から申し受けます。
- (2) お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は、工事費負担金に関する必要な事項について、工事着手前に工事費負担金契約書を作成いたします。
 - (3) 当社が、当該一般送配電事業者等から託送約款等に定めるところにより、工事完成後、工事費負担金等の精算を受けた場合は、当社は、工事費負担金等をすみやかに精算するものといたします。
 - (4) 託送約款等に定めるところにより、当社の負担で施設し、または取り付けることとされている設備等については、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設し、または取り付けていただきます。
 - (5) お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込みを取消しまたは変更される場合で、当社が当該一般送配電事業者等から、託送約款等に定めるところにより、費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは、当社は、その金額をお客さまから申し受けます。

第8章 保安

第8.1条 保安の責任

当該一般送配電事業者等は、託送約款等に定めるところにより、需給地点に至るまでの供給設備（当該一般送配電事業者等が所有権を有さない設備を除きます。）および計量器等需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物について、保安の責任を負います。

第8.2条 調査

当該一般送配電事業者等は、法令および託送約款等に定めるところにより、お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。

第8.3条 調査に対するお客さまの協力

- (1) お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当該一般送配電事業者等または経済産業大臣の登録を受けた調査機関に通知していただきます。
- (2) 当該一般送配電事業者等が、託送約款等に定めるところにより、第8.2条（調査）により調査を行なうにあたり、必要があるときは、お客さまの承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。

第8.4条 保安等に対するお客さまの協力

- (1) 託送約款等に定めるところにより、次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当該一般送配電事業者等に通知していただきます。この場合には、当該一般送配電事業者等は、ただちに適当な処置をいたします。
 - イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
 - ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当該一般送配電事業者等の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- (2) お客さまが当該一般送配電事業者等の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備等を含みます。）の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当該一般送配電事業者等に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当該一般送配電事業者等の供給設備に直接影響を及ぼすこととな

った場合には、すみやかにその内容を当該一般送配電事業者等に通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、当該一般送配電事業者等は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

第9章 その他

第9.1条 プライバシーポリシー

当社は、別途個人情報の取り扱いに関する方針を定め、その定めるところにより、個人情報を取り扱います。

第9.2条 管轄裁判所

本契約にかかわる訴訟については、福岡地方裁判所を第一審専属管轄裁判所といたします。

第9.3条 反社会的勢力との取引排除

当社およびお客さまは、以下の各号について表明し、保証するものとします。

- (1) 自己、または自己の役員、重要な地位の使用人これに順ずる顧問等、経営に実質的な影響力を有する株主等（以下「自己の役員等」といいます。）が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）ではなく、過去にも反社会的勢力でなかったこと、また今後もそのようなことはないこと。
- (2) 自己、または自己の役員等が、反社会的勢力と社会的に避難されるべき関係を有しておらず、また、今後もそのようなことはないこと。
- (3) 自己、または自己の役員等が、反社会的勢力を利用していないこと、また、今後もそのようなことはないこと。
- (4) 自己、または自己の役員等が、反社会的勢力に対して資本金等を提供し、または便宜を供与するなど、反社会的勢力の維持運営に協力し、または関与していないこと、また、今後もそのようなことはないこと。
- (5) 当社およびお客さまは、自らまたは第三者を利用して、相手方および相手方の役職員、株主、関係会社、親会社、顧客、取引先等の関係先等（以下「関係先等」といいます。）に対し、暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いず、相手方および相手方の関係先等の名誉や信用を毀損せず、相手方および相手方の関係先等の業務を妨害しないこと。

第9.4条 契約の解除

当社は、お客さまが次の各号の一に該当する場合、第6.3条（需給契約の廃止解約）によらず需給契約を解除することができます。

- (1) お客さまが暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）であると判明した場合。
- (2) お客さまが、第9.3条（反社会的勢力との取引排除）の表明保証に反していることが判明した場合。
- (3) お客さまが、当社との取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力団を用いたとき、もしくは風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて、当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害したとき、その他これらに類する行為を行った場合。
- (4) お客さまが、当社の従業員その他の関係者に対し、暴力的要求行為を行い、あるいは合理的範囲を超える負担を要求した場合。

附則

1. この電気需給約款の実施日
この電気需給約款は、令和7年3月1日から実施いたします。
2. 再生可能エネルギー発電促進賦課金の適用
別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（1）に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法その他の関係法令等に定めるところに従い適用いたします。

別表

1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間

上記(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置その他の関係法令に定めるところにしたがい、原則として、平成 24 年 7 月 1 日以降に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

また、予備電力および自家発補給電力の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、常時電力分の再生可能エネルギー発電促進賦課金とあわせて算定いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単立は、1 円として、その端数は、切り捨てます。

ロ 再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた事業者に係るお客さまの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、再生可能エネルギー特別措置法その他の関連法令に定めるところにしたがい、上記イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金とした金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項に規定する政令で定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものとしたします。なお、減免額の単位は 1 円とし、その端数は切り捨てます。

また、お客様の事務所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合、または、再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項もしくは第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、すみやかにその旨を当社に申し出ていただきます。

2. 燃料費調整の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロワット当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0053$$

$$\beta = 0.1861$$

$$\gamma = 1.0757$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油単価、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の式によって算定された値といたします。燃料費調整単価に上限はありません。

なお、燃料費調整単価の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第3位で四捨五入いたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times (4) \text{の基準単価} / 1,000$$

上記の基準燃料価格は、1キロリットルにつき、次のとおりといたします。

基準燃料価格（1キロリットルにつき）	27,400円
--------------------	---------

(3) 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

イ 各平均燃料価格算定期間に対する燃料費調整単価適用期間は、ロの場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

ロ 記録型等計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、計量日といたします。

(4) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が、1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

基準単価（1キロワット時につき）	低圧	0.136円（税込）
------------------	----	------------

(5)燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

3. 離島ユニバーサルサービス調整の算定

(1)離島平均燃料価格

原油換算値1キロワット当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 1.0000$$

$$\beta = 0.0000$$

$$\gamma = 0.0000$$

なお、各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油単価、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(2)離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、次の式によって算定された値といたします。離島ユニバーサル調整単価には以下による上限があります。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第3位で四捨五入いたします。

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} =$$

$$(\text{離島平均燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times (2) \text{の離島基準単価} / 1,000$$

ただし、1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が119,000円を上回る場合について、離島平均燃料価格は119,000円を上限といたします。

上記の離島基準燃料価格は、1キロリットルにつき、次のとおりといたします。

離島基準燃料価格（1キロリットルにつき）	79,300円
----------------------	---------

(3)離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

イ 各離島平均燃料価格算定期間に対する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、ロの場合を除き、次のとおりといたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサル調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間

毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

- ロ 記録型等計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、イに準ずるものとしたします。この場合、イにいう検針日は、計量日としたします。

(4) 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が、1,000円変動した場合の値とし、次のとおりとしたします。

離島基準単価（1キロワット時につき）	0.003円（税込）
--------------------	------------

(5) 離島ユニバーサルサービス調整額

離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。

4. 市場価格調整の算定

(1) 平均市場価格

1キロワット時当たりの平均市場価格〔税抜〕は、各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格〔税抜〕にもとづき、次の算式によって算定された値としたします。ただし、これによりがたい場合は、調整の基準となる市場価格等にもとづき、当社が決定した値としたします。

なお、平均市場価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第3位で四捨五入いたします。

$$\text{平均市場価格〔税抜〕} = \text{夜間価格} \times \delta 1 + \text{昼間価格} \times \delta 2 + \text{晩価格} \times \delta 3$$

夜間価格〔税抜〕＝各平均市場価格算定期間における毎日午後10時から午前8時までの1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格

昼間価格〔税抜〕＝各平均市場価格算定期間における毎日午前8時から午後4時までの1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格

晩価格〔税抜〕＝各平均市場価格算定期間における毎日午後4時から午後10時までの1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格

なお、夜間価格、昼間価格および晩価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第3位で四捨五入いたします。

電力量構成比	δ 1 (夜間) 22～8 時	0. 2 3
	δ 2 (昼間) 8～16 時	0. 4 6
	δ 3 (晩) 16～22 時	0. 2 3

(2) 市場価格調整単価

市場価格調整単価 [税込] は、次の算式によって算定された値といたします。市場価格調整単価に上限はありません。

なお、市場価格調整単価の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 3 位で四捨五入いたします。

$$\text{市場価格調整単価 [税込]} = (\text{平均市場価格 [税抜]} - \text{基準市場価格 [税抜]}) \times (1 + \text{消費税率})$$

基準市場価格 [税抜] は 1 キロワット時当たりの平均市場価格が下表に定める基準市場価格を上回る場合 (または下回る場合) に、平均市場価格と基準市場価格との差額を算定いたします。

基準市場価格 (1 キロワット時につき)	プラス調整基準	8 円 [税抜]
	マイナス調整基準	8 円 [税抜]

(3) 市場価格調整単価の適用

各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された市場価格調整単価は、その平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

イ 各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、ロの場合を除き、次のとおりといたします。

平均市場価格算定期間	市場価格調整単価適用期間
毎年 1 月 21 日から 2 月 20 日までの期間	その年の 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの期間
毎年 2 月 21 日から 3 月 20 日までの期間	その年の 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間
毎年 3 月 21 日から 4 月 20 日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間
毎年 4 月 21 日から 5 月 20 日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間
毎年 5 月 21 日から 6 月 20 日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間
毎年 6 月 21 日から 7 月 20 日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間
毎年 7 月 21 日から 8 月 20 日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年 8 月 21 日から 9 月 20 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間
毎年 9 月 21 日から 10 月 20 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
毎年 10 月 21 日から 11 月 20 日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年の 1 月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月 21 日から 12 月 20 日までの期間	翌年の 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間
毎年 12 月 21 日から翌年の 1 月 20 日までの期間	翌年の 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間

ロ 記録型等計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さま に計量日をお知らせしたときは、各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用

期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、計量日といたします。

(4) 市場価格調整額

市場価格調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された市場価格調整単価を適用して算定いたします。

5. 容量拠出金調整の算定

(1) 容量拠出金調整単価

1キロワット時当たりの容量拠出金調整単価〔税込〕は、電力広域的運営推進機関（以下「広域機関」といいます。）が当社へ通知する「容量拠出金仮請求額通知書（年間総額）」にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。容量拠出金調整単価に上限はありません。

なお、容量拠出金調整単価の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第3位で四捨五入いたします。

$$\text{容量拠出金調整単価〔税込〕} = \frac{\text{容量拠出金額〔税抜〕}}{\text{供給電力量}} \times (1 + \text{消費税率}) - \text{調整控除単価}$$

容量拠出金額〔税抜〕＝適用年度の前年に広域機関から通知される容量拠出金仮請求額通知書の容量拠出金仮請求総額（円）

供給電力量＝適用年度の前年2月から1月まで1年間の当社の接続供給電力量（kWh/年）

調整控除単価＝容量拠出金調整単価から控除する単価（円/kWh）とし、次のとおりといたします。

調整控除単価（1キロワット時につき）	1円（税込）
--------------------	--------

(2) 容量拠出金調整額

容量拠出金調整額は、その1月の使用電力量に(1)によって算定された容量拠出金調整単価を適用して算定いたします。

6. 燃料費等調整単価

当社の燃料費等調整単価は、別表2. 燃料費調整の算定(2)によって算定された燃料費調整単価と、別表3. 離島ユニバーサルサービス調整の算定(2)によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価に、別表4. 市場価格調整の算定(2)によって算定された市場価格調整単価と、別表5. 容量拠出金調整の算定(1)によって算定された容量拠出金調整単価を次の算式により合計して計算いたします。燃料費等調整単価の上限は8（円/kWh）といたします。

なお、次の算式の（燃料費調整単価＋離島ユニバーサルサービス調整単価）×0.5の算定値および市場価格調整単価×0.5の算定値の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第3位で四捨五入いたします。

$$\text{燃料費等調整単価} = (\text{燃料費調整単価} + \text{離島ユニバーサルサービス調整単価}) \times 0.5 + \text{市場価格調整単価} \times 0.5 + \text{容量拠出金調整単価}$$

7. 燃料費等調整額

当社の燃料費等調整額は、別表 6. 燃料費等調整単価によって算定された燃料費等調整単価により燃料費等調整額を計算いたします。

その1月の使用電力量から次の算式により算定いたします。

燃料費等調整額＝使用電力量×燃料費等調整単価

8. 料金表

(1) 従量料金Bプラン

[税込]

契約容量	基本料金	電力量料金 (1kWh あたり)		
		120kWh まで	～300kWh まで	300kWh 超
20A	632 円 48 銭	18 円 20 銭	23 円 26 銭	24 円 25 銭
30A	937 円 72 銭			
40A	1,240 円 76 銭			
50A	1,550 円 95 銭			
60A	1,861 円 14 銭			

(2) 従量料金Cプラン

[税込]

契約単位	基本料金	電力量料金 (1kWh あたり)		
		120kWh まで	～300kWh まで	300kWh 超
1kVA につき	310 円 19 銭	18 円 20 銭	23 円 26 銭	23 円 92 銭

(3) 低圧動力プラン

[税込]

契約単位	基本料金	電力量料金 (1kWh あたり)	
		夏季	その他季
1kW につき	919 円 83 銭	17 円 20 銭	15 円 55 銭

(4) その他の料金

【休日おでかけプラン (既存契約分のみ)】

[税込]

契約容量	基本料金	電力量料金 (1kWh あたり)			
		平日 (月～金曜日)		休日※ (土・日・祝)	
		夏季	その他季		
6kVA 以下	1,570 円 70 銭	21 円 73 銭	21 円 57 銭	29 円 81 銭	
6kVA 超過	10kVA まで				1,759 円 90 銭
	10kVA 超過分				316 円 24 銭 /kVA あたり

※休日には、土曜日、日曜日、祝日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日が該当します。

【オール電化プラン（既存契約分のみ）】 [税込]

契約容量		基本料金	電力量料金（1kWhあたり）			
			8～10時	10時～18時		18時～翌日8時
				夏季	その他季	
6kVA以下		1,325円44銭	23円 96銭	37円 50銭	31円 64銭	17円 57銭
6kVA 超過	10kVA まで	1,842円40銭				
	10kVA 超過分	316円24銭 /kVAあたり				

【オール電化Eプラン（既存契約分のみ）】 [税込]

契約容量		基本料金	電力量料金（1kWhあたり）			
			8～10時	10時～18時		18時～翌日8時
				夏季	その他季	
6kVA以下		1,266円37銭	23円 96銭	37円 50銭	31円 64銭	17円 57銭
6kVA 超過	10kVA まで	1,781円29銭				
	10kVA 超過分	316円24銭 /kVAあたり				

【オール電化Nプラン（既存契約分のみ）】 [税込]

契約容量		基本料金	電力量料金（1kWhあたり）			
			8～10時 および 17～22時	10時～17時		22時～翌日8時
				夏季	その他季	
6kVA以下		1,270円44銭	23円 97銭	35円 51銭	29円 65銭	13円 16銭
6kVA 超過	10kVA まで	1,787円40銭				
	10kVA 超過分	316円24銭 /kVAあたり				

【オール電化Sプラン】 [税込]

契約容量		基本料金	電力量料金（1kWhあたり）				
			平日昼間 8～22時		休日昼間 8～22時		22時～翌日8時 夜間
			夏冬※	春秋※	夏冬※	春秋※	
10kVA以下		1,827円 69銭	27円 62銭	24円 73銭	22円 00銭	18円 61銭	14円 53銭
10kVA 超過	15kVA まで	4,697円 09銭					
	15kVA 超過分	573円88 銭/kVA あたり					

※夏冬には毎年7月1日から9月30日、12月1日～2月28日もしくは29日、
春秋には毎年3月1日から6月30日、10月1日～11月30日が該当します。

【オール電化住宅プラン】

[税込]

契約容量		基本料金	電力量料金 (1kWh あたり)				
			デイトタイム 8～16時		リビングタイム 16～22時		22時～ 翌日8時
			夏冬※	春秋※	夏冬※	春秋※	夜間
6kVA 以下		1,600 円 44 銭					
6kVA 超過	10kVA まで	2,227 円 40 銭	18 円 70 銭	16 円 86 銭	27 円 57 銭	24 円 68 銭	18 円 32 銭
	10kVA 超過分	249 円 24 銭/kVA あたり					

※夏冬には毎年7月1日から9月30日、12月1日～2月28日もしくは29日、春秋には毎年3月1日から6月30日、10月1日～11月30日が該当します。

【ウェークデイビジネスプラン (既存契約分のみ)】

[税込]

契約容量		基本料金	電力量料金 (1kWh あたり)		
			平日 (月～金曜日)		休日※ (土・日・祝)
			夏季	その他季	
6～10kVA		1,759 円 90 銭			
10kVA 超過分		316 円 24 銭 /kVA あたり	25 円 37 銭	23 円 33 銭	33 円 51 銭

※休日には、土曜日、日曜日、祝日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日が該当します。

【くすっぴかBizプラン】

[税込]

契約単位	基本料金	電力量料金 (1kWh あたり)
1kVA につき	316 円 24 銭	23 円 26 銭

なお、6kVA以上を対象とします。

【休日お得Bizプラン】

[税込]

契約単位		基本料金	電力量料金 (1kWh あたり)	
			平日 (月～金曜日)	休日※ (土・日・祝)
1kVA につき		316 円 24 銭	23 円 59 銭	21 円 72 銭

※休日には、土曜日、日曜日、祝日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日が該当します。

【低圧動力低稼働プラン】

[税込]

契約単位	基本料金	電力量料金（1kWhあたり）	
		夏冬	春秋
1kW につき	682 円 23 銭	21 円 49 銭	20 円 17 銭

※夏冬には毎年7月1日から9月30日、12月1日～2月28日もしくは29日、
春秋には毎年3月1日から6月30日、10月1日～11月30日が該当します。

【低圧動力フラットプラン】

[税込]

契約単位	基本料金	電力量料金（1kWhあたり）
1kWにつき	907 円 53 銭	16 円 60 銭

9. 契約種別

(1) 従量料金Bプラン

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (a) 契約電流が 20 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であるものに適用いたします。
- (b) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計(この場合、10 アンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から、当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流

- (a) 契約電流は、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペア、60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。ただし、深夜電力と合わせての契約等により契約要件を満たさない場合は、お申込みを受け付けないことがあります。
- (b) 当社は、当該一般送配電事業者等によって契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者等は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ニ 料金

- (a) 基本料金は、1月につき、別表8(料金表)(1)のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

基本料金＝各契約容量による1月の基本料金

- (b) 電力量料金は、その1月の使用電力量によって、別表8(料金表)(1)の区分で算定いたします。

電力量料金＝各区分の使用電力量×各区分の電力量料金単価
＋燃料費調整額＋再生可能エネルギー発電促進賦課金

(2)従量料金Cプラン

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (a) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。
- (b) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から、当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約容量

- (a) お客さまが契約負荷設備により契約容量を定めることを希望される場合

契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表10〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表11（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。

最初の6キロボルトアンペアにつき	95パーセント
次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント
次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント
50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント

- (b) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合

お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表12（契約電力等の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

ニ 料金

- (a) 基本料金は、1月につき、別表8（料金表）(2)のとおりといたします。

ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

基本料金＝契約容量×基本料金単価

- (c) 電力量料金は、その1月の使用電力量によって、別表8（料金表）(2)の区分で算定いたします。

電力量料金＝各区分の使用電力量×各区分の電力量料金単価
 ＋燃料費調整額＋再生可能エネルギー発電促進賦課金

(3) 低圧動力プラン

イ 適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (a) 契約電力が原則として50キロワット未満であること。
 (b) 1 需要場所において従量料金とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

ハ 契約電力

- (a) お客さまが契約負荷設備により契約電力を定めることを希望される場合

契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、別表10〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次の①の係数を乗じてえた値の合計に②の係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は別表12（契約電力等の算定方法）に準じて算定し、②の係数を乗じないものといたします。

① 契約負荷設備のうち

最大の入力 のものから	最初の2台の入力につき	100パーセント
	次の2台の入力につき	95パーセント
	上記以外のものの入力につき	90パーセント

②①によってえた値の合計のうち

最初の6キロボルトアンペアにつき	95パーセント
次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント
次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント
50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント

- (b) お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合

お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 12（契約電力等の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

ニ 料金

(a) 基本料金は、1月につき、別表 8（料金表）(3)のとおりといたします。

ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

$$\text{基本料金} = \text{契約電力} \times \text{基本料金単価}$$

(b) 電力量料金は、その1月の使用電力量によって、別表 8（料金表）(3)の区分で算定いたします。

$$\begin{aligned} \text{電力量料金} &= \text{各区分の使用電力量} \times \text{各区分の電力量料金単価} \\ &+ \text{燃料費調整額} + \text{再生可能エネルギー発電促進賦課金} \end{aligned}$$

(4) その他の料金

【休日おでかけプラン（既存契約分のみ）】

イ 適用範囲

別表 9（契約種別）(1)従量料金 B イ および別表 9（契約種別）(2)従量料金 C イ の適用範囲に該当し、休日の使用が少ない需要で、かつ、お客さまが希望される場合に適用いたします。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

別表 9（契約種別）(1)従量料金 B ロ および別表 9（契約種別）(2)従量料金 C ロ に準じて定めます。

ハ 契約容量

別表 9（契約種別）(1)従量料金 B ハ および別表 9（契約種別）(2)従量料金 C ハ に準じて定めます。

ニ 料金

(a) 基本料金は、1月につき、別表 8（料金表）(4)のとおりといたします。

ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

① 6 kVA 以下の場合

$$\text{基本料金} = 6 \text{ kVA 以下での 1 月の基本料金}$$

② 6 kVA 超えて 10 kVA 以下の場合

$$\text{基本料金} = 10 \text{ kVA までの 1 月の基本料金}$$

③ 10 kVA 超過の場合

$$\begin{aligned} \text{基本料金} &= 10 \text{ kVA までの 1 月の基本料金} \\ &+ 10 \text{ kVA 超過分の 1 月の基本料金} \times (\text{契約容量} - 10) \end{aligned}$$

(b) 電力量料金は、その1月の使用電力量によって、別表 8（料金表）(4)の区分で算定いたします。

$$\text{電力量料金} = \text{各区分の使用電力量} \times \text{各区分の電力量料金単価} \\ + \text{燃料費調整額} + \text{再生可能エネルギー発電促進賦課金}$$

【オール電化プラン（既存契約分のみ）】

【オール電化Eプラン（既存契約分のみ）】

【オール電化Nプラン（既存契約分のみ）】

イ 適用範囲

別表9（契約種別）(1)従量料金Bイおよび別表9（契約種別）(2)従量料金Cイの適用範囲に該当し、昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要で、かつ、お客さまが希望される場合に適用いたします。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

別表9（契約種別）(1)従量料金Bロおよび別表9（契約種別）(2)従量料金Cロに準じて定めます。

ハ 契約容量

別表9（契約種別）(1)従量料金Bハおよび別表9（契約種別）(2)従量料金Cハに準じて定めます。

ニ 料金

(a)基本料金は、1月につき、別表8（料金表）(4)のとおりといたします。

ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

①6kVA以下の場合

基本料金=6kVA以下での1月の基本料金

②6kVAを超えて10kVA以下の場合

基本料金=10kVAまでの1月の基本料金

③10kVA超過の場合

基本料金=10kVAまでの1月の基本料金

+10kVA超過分の1月の基本料金×（契約容量-10）

(b)電力量料金は、その1月の使用電力量によって、別表8（料金表）(4)の区分で算定いたします。

$$\text{電力量料金} = \text{各区分の使用電力量} \times \text{各区分の電力量料金単価} \\ + \text{燃料費調整額} + \text{再生可能エネルギー発電促進賦課金}$$

【オール電化Sプラン】

イ 適用範囲

別表9（契約種別）(1)従量料金Bイおよび別表9（契約種別）(2)従量料金Cイの適用範囲に該当し、昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要で、かつ、お客さまが希望される場合に適用いたします。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

別表9（契約種別）(1)従量料金Bロおよび別表9（契約種別）(2)従量料金Cロに準じて定めます。

ハ 契約容量

別表9（契約種別）(1)従量料金Bハおよび別表9（契約種別）(2)従量料金Cハに準じて定めます。

ニ 料金

- (a)基本料金は、1月につき、別表8(料金表)(4)のとおりといたします。
ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

①10kVA以下の場合

基本料金=10kVA以下での1月の基本料金

②11kVAを超えて15kVA以下の場合

基本料金=15kVAまでの1月の基本料金

③15kVA超過の場合

基本料金=15kVAまでの1月の基本料金

+15kVA超過分の1月の基本料金×(契約容量-15)

- (b)電力量料金は、その1月の使用電力量によって、別表8(料金表)(4)の区分で算定いたします。

電力量料金=各区分の使用電力量×各区分の電力量料金単価

+燃料費調整額+再生可能エネルギー発電促進賦課金

【オール電化住宅プラン】

イ 適用範囲

別表9(契約種別)(1)従量料金Bイおよび別表9(契約種別)(2)従量料金Cイの適用範囲で個人住宅が適用対象に該当し、太陽光発電設備が発電する昼間時間の電気利用を促進できる需要で、かつ、お客さまが希望される場合に適用いたします。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

別表9(契約種別)(1)従量料金Bロおよび別表9(契約種別)(2)従量料金Cロに準じて定めます。

ハ 契約容量

別表9(契約種別)(1)従量料金Bハおよび別表9(契約種別)(2)従量料金Cハに準じて定めます。

ニ 料金

- (a)基本料金は、1月につき、別表8(料金表)(4)のとおりといたします。
ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

①6kVA以下の場合

基本料金=6kVA以下での1月の基本料金

②6kVAを超えて10kVA以下の場合

基本料金=10kVAまでの1月の基本料金

③10kVA超過の場合

基本料金=10kVAまでの1月の基本料金

+10kVA超過分の1月の基本料金×(契約容量-10)

- (b)電力量料金は、その1月の使用電力量によって、別表8(料金表)(4)の区分で算定いたします。

電力量料金=各区分の使用電力量×各区分の電力量料金単価

+燃料費調整額+再生可能エネルギー発電促進賦課金

【ウェークデイビジネスプラン（既存契約分のみ）】

イ 適用範囲

別表9（契約種別）（1）従量料金Bイおよび別表9（契約種別）（2）従量料金Cイの適用範囲でビジネス利用が適用対象に該当し、休日の電気使用が少ない需要で、かつ、お客さまが希望される場合に適用いたします。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

別表9（契約種別）（1）従量料金Bロおよび別表9（契約種別）（2）従量料金Cロに準じて定めます。

ハ 契約容量

別表9（契約種別）（1）従量料金Bハおよび別表9（契約種別）（2）従量料金Cハに準じて定めます。

ニ 料金

(a)基本料金は、1月につき、別表8（料金表）（4）のとおりといたします。

ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

①6kVA以下の場合

基本料金=6kVA以下での1月の基本料金

②6kVAを超えて10kVA以下の場合

基本料金=10kVAまでの1月の基本料金

③10kVA超過の場合

基本料金=10kVAまでの1月の基本料金
+10kVA超過分の1月の基本料金×（契約容量-10）

(b)電力量料金は、その1月の使用電力量によって、別表8（料金表）（4）の区分で算定いたします。

電力量料金=各区分の使用電力量×各区分の電力量料金単価
+燃料費調整額+再生可能エネルギー発電促進賦課金

【くすっぴかBizプラン】

【休日お得Bizプラン】

イ 適用範囲

別表9（契約種別）（1）従量料金Bイおよび別表9（契約種別）（2）従量料金Cイの適用範囲でビジネス利用が適用対象に該当し、電気使用が多い需要で、かつ、お客さまが希望される場合に適用いたします。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

別表9（契約種別）（1）従量料金Bロおよび別表9（契約種別）（2）従量料金Cロに準じて定めます。

ハ 契約容量

別表9（契約種別）（1）従量料金Bハおよび別表9（契約種別）（2）従量料金Cハに準じて定めます。

ニ 料金

(a)基本料金は、1月につき、別表8（料金表）（4）のとおりといたします。

ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

基本料金＝契約容量×基本料金単価

(b) 電力量料金は、その1月の使用電力量によって、別表8(料金表)(4)の区分で算定いたします。

電力量料金＝各区分の使用電力量×各区分の電力量料金単価
 ＋燃料費調整額＋再生可能エネルギー発電促進賦課金

【低圧動力低稼働プラン】

【低圧動力フラットプラン】

イ 適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当し、かつ、お客さまが希望される場合に適用いたします。

(a) 契約電力が原則として50キロワット未満であること。

(b) 1需要場所において従量料金とあわせて契約する場合は、契約電流(この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。)または契約容量(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)と契約電力との合計が50キロワット未満であること。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

ハ 契約電力

(a) お客さまが契約負荷設備により契約電力を定めることを希望される場合

契約電力は、契約負荷設備の各入力(出力で表示されている場合等は、別表10〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)についてそれぞれ次の①の係数を乗じてえた値の合計に②の係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は別表12(契約電力等の算定方法)に準じて算定し、②の係数を乗じないものといたします。

② 契約負荷設備のうち

最大の入力 のものから	最初の2台の入力につき	100パーセント
	次の2台の入力につき	95パーセント
	上記以外のもの入力につき	90パーセント

②①によってえた値の合計のうち

最初の6キロボルトアンペアにつき	95パーセント
次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント
次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント

(b) お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合

お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 12（契約電力等の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

ニ 料金

(a) 基本料金は、1 月につき、別表 8（料金表）(4) のとおりといたします。

ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

$$\text{基本料金} = \text{契約電力} \times \text{基本料金単価}$$

(b) 電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって、別表 8（料金表）(4) の区分で算定いたします。

$$\begin{aligned} \text{電力量料金} &= \text{各区分の使用電力量} \times \text{各区分の電力量料金単価} \\ &+ \text{燃料費調整額} + \text{再生可能エネルギー発電促進賦課金} \end{aligned}$$

10. 負荷設備の入力換算容量

当該一般送配電事業者等の託送供給等約款別表 4（負荷設備の入力換算容量）に準じて定めます。

11. 契約負荷設備の総容量の算定

(1) 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値にもとづき、契約負荷設備の総容量を算定いたします。

イ 電気機器の数が差込口の数を上回る場合

差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）といたします。この場合、最大の入力の電気機器から順次対象といたします。

ロ 電気機器の数が差込口の数を下回る場合

電気機器の総容量（入力）に、電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次の(2)によって算定した値を加えたものといたします。

(2) 差込口に接続される電気機器の容量が確定していない場合は、次によって算定された値を、契約負荷設備の総容量といたします。

イ 住宅、アパート、寮、病院、学校および寺院

1 差込口につき 50 ボルトアンペア

ロ イ以外の場合

1 差込口につき 100 ボルトアンペア

12. 契約電力等の算定方法

当該一般送配電事業者等の託送供給等約款別表 3（契約電力および契約容量の算定方法）に準じて定めます。